

尼崎市における段階的な個別避難計画作成の考え方及び令和5年度の取組みについて

(令和4年度の支援連絡会にてお示した資料の抜粋です)

1. 本市における段階的な個別避難計画作成の考え方について

本市の約10万人の要支援者の個別避難計画を一度に作成することは困難であるため、

- ① ご本人やご家族、地域の自主防災組織等に可能な範囲で個別避難計画を作成していただくとともに、
- ② 要支援者システムを活用して把握したより災害リスクの高い地域に居住している要支援者については、市が避難支援関係者の協力のもと、段階的に個別避難計画を作成する

ことを基本に、令和5年度以降、段階的に個別避難計画の作成を進めていきます。

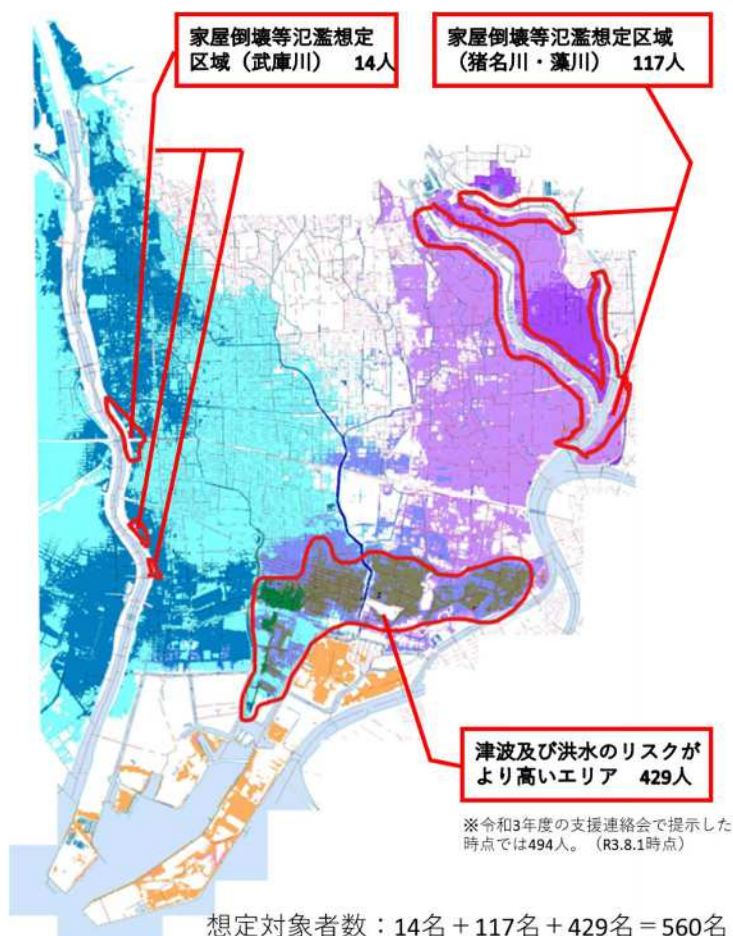
2. 令和5年度の取組みについて

①ご本人やご家族・避難支援等関係者による個別避難計画作成の取組

自主防災組織や当事者団体、福祉専門職団体を通して計画作成の協力をお願いするとともに、大学等と連携して、個別避難計画の必要性等をわかりやすく伝えるための啓発パンフレットの作成及び周知啓発を進めていきます。

②市と避難支援等関係者と連携して作成する個別避難計画

対象者約600人のうち、令和5年度は、まずは頻発化する水害に対応するために、家屋倒壊等氾濫想定区域に居住している要支援者(約130名)に対して、個別避難計画作成の意向調査を行うとともに、その対象者がお住まいの自主防災組織に対して協力依頼を行います。



※令和5年1月1日時点 対象者数は転居等により変動します。